

議案番号	件名																			
提案課名	内容																			
議案第72号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について																			
人 事 課	【改正趣旨】																			
	<p>人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、一般職の職員の給料月額、勤勉手当の支給額等について所要の改正措置等を講ずるとともに、特別職に属する常勤の職員及び市議会議員の期末手当についても所要の改正措置を講ずるもの。</p>																			
	【改正内容】																			
	① 第1条改正																			
	ア 12月に支給する勤勉手当の支給割合の改定（第22条関係）																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手当区分</th> <th>給料表</th> <th>職員区分</th> <th>【現行】</th> <th>【改正案】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">勤勉手当</td> <td rowspan="2">行政職、医療職 (1)(2)、教育行政職</td> <td>一般職</td> <td>0.95</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>再任用</td> <td>0.45</td> <td>0.50</td> </tr> </tbody> </table>	手当区分	給料表	職員区分	【現行】	【改正案】	勤勉手当	行政職、医療職 (1)(2)、教育行政職	一般職	0.95	1.05	再任用	0.45	0.50	イ 給料月額の引上げ 令和4年4月に遡って実施					
手当区分	給料表	職員区分	【現行】	【改正案】																
勤勉手当	行政職、医療職 (1)(2)、教育行政職	一般職	0.95	1.05																
		再任用	0.45	0.50																
イ 給料月額の引上げ																				
令和4年4月に遡って実施																				
② 第2条改正																				
ア 6月及び12月に支給する勤勉手当の支給割合の改定（第22条関係）																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手当区分</th> <th>給料表</th> <th>職員区分</th> <th>【現行】</th> <th>【改正案】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">勤勉手当</td> <td rowspan="4">行政職、 医療職(1)(2)、 教育行政職</td> <td>一般職（6月）</td> <td>0.95</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>一般職（12月）</td> <td>1.05</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>再任用（6月）</td> <td>0.45</td> <td>0.475</td> </tr> <tr> <td>再任用（12月）</td> <td>0.50</td> <td>0.475</td> </tr> </tbody> </table>	手当区分	給料表	職員区分	【現行】	【改正案】	勤勉手当	行政職、 医療職(1)(2)、 教育行政職	一般職（6月）	0.95	1.00	一般職（12月）	1.05	1.00	再任用（6月）	0.45	0.475	再任用（12月）	0.50	0.475	
手当区分	給料表	職員区分	【現行】	【改正案】																
勤勉手当	行政職、 医療職(1)(2)、 教育行政職	一般職（6月）	0.95	1.00																
		一般職（12月）	1.05	1.00																
		再任用（6月）	0.45	0.475																
		再任用（12月）	0.50	0.475																
【施行期日】																				
① 第1条改正 公布の日																				
② 第2条改正 令和5年4月1日																				
※ 特別職に属する常勤の職員、市議会議員の期末手当についても同様に改正。																				